

# 玄海原子力発電所の 原子力規制検査の結果について

令和5年2月1日

玄海原子力規制事務所

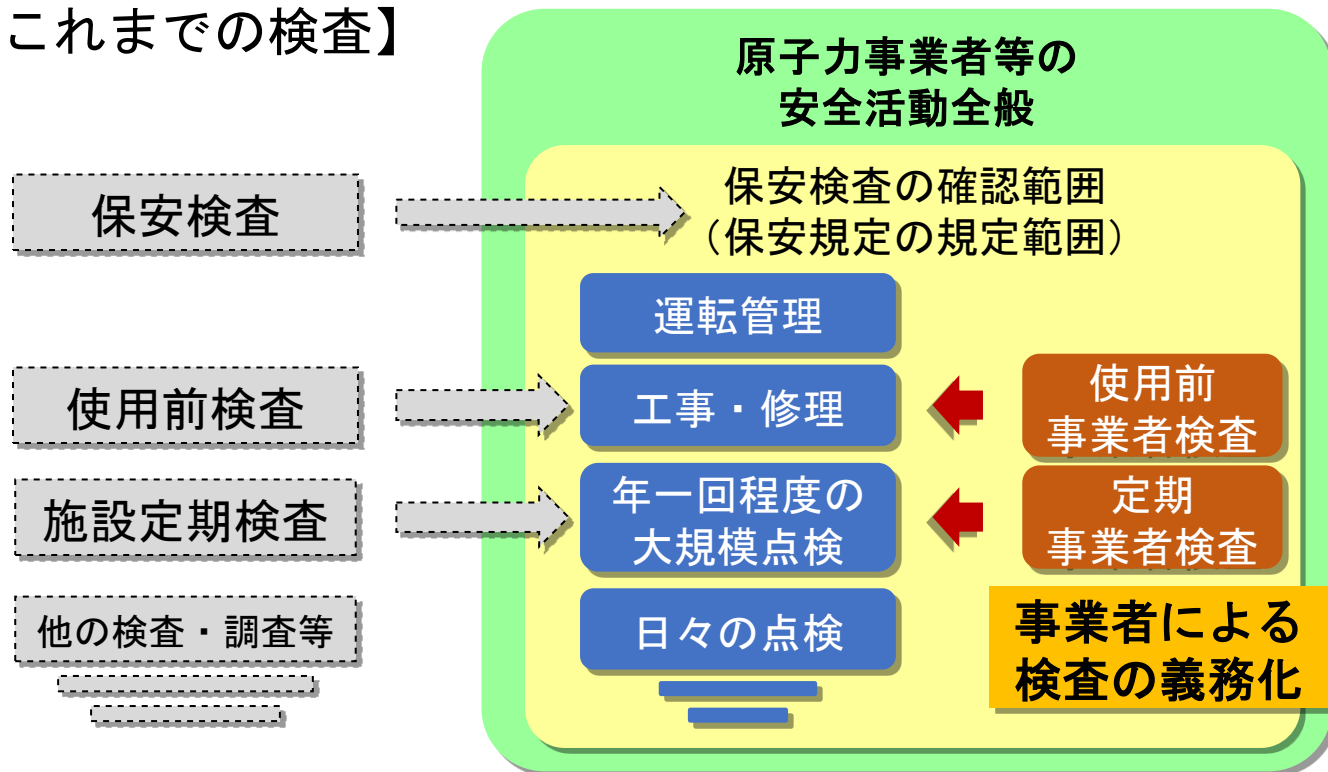
# 1. 原子力規制検査とは

原子力規制検査は、福島第一原子力発電事故の教訓等を踏まえた見直しを行い、令和2年4月から実施している新たな検査制度です。

## 原子力規制検査の特徴

1. 検査対象は事業者の全ての安全活動であり、検査したい施設や活動や情報に自由にアクセスできる。 **(フリーアクセス)**
2. より多くの時間を安全上重要なものの検査に使うとともに、実際の事業者の活動を現場で確認する。 **(リスクインフォームド、パフォーマンスベースト)**

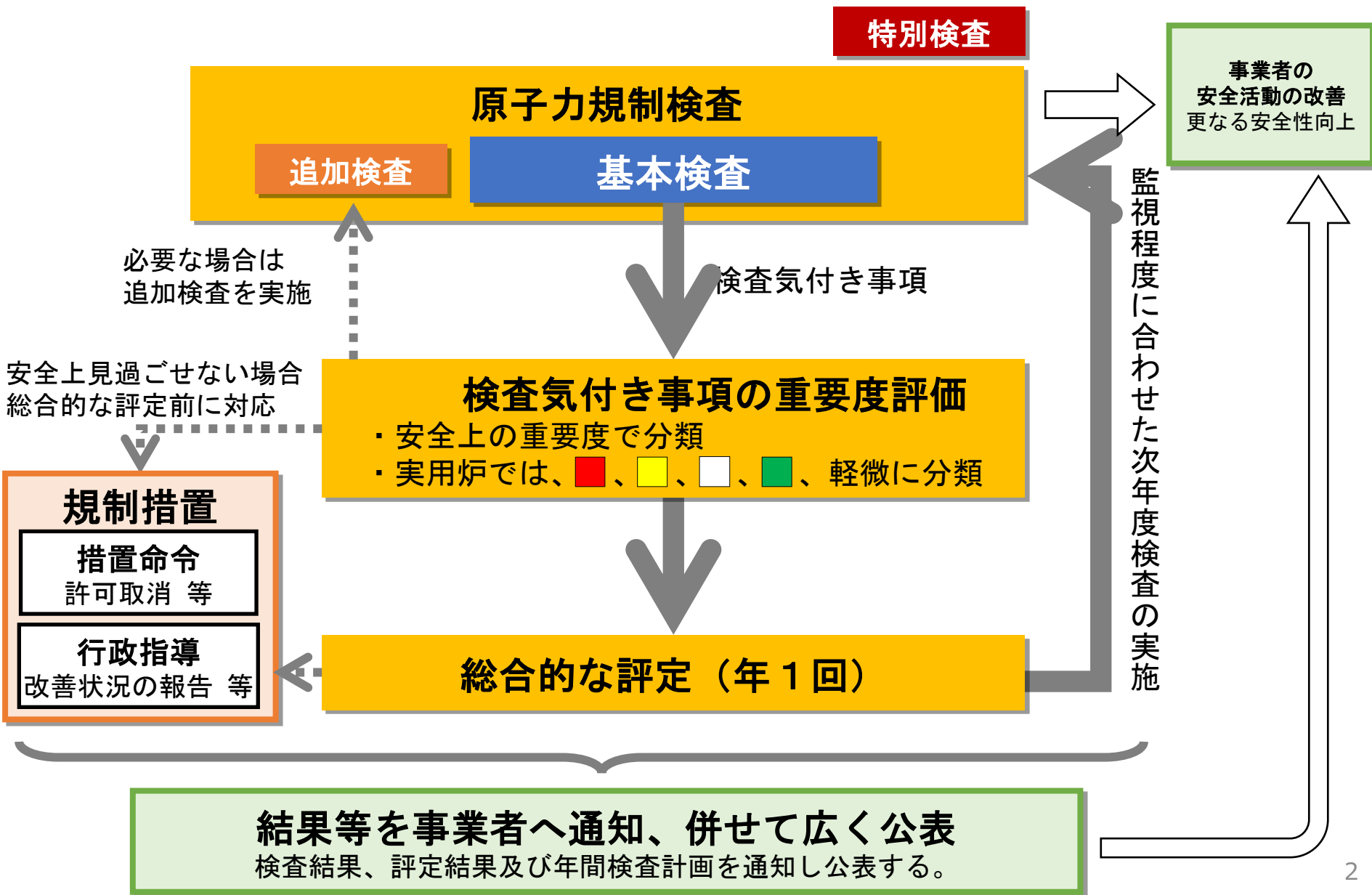
### 【これまでの検査】



### 【新しい検査】

- 原子力規制検査
- ・事業者の検査の実施状況
  - ・講ずべき措置の実施状況
  - ・その他の措置の実施状況
- 他

# 2. 原子力規制検査の流れ



# 3. 令和4年度 検査計画

## (1)区分

【1, 2号機(廃止措置中)、3, 4号機(運転中)】

- 令和3年度から引き続き第1区分とし、基本検査を行う。(追加検査なし)

## (2)検査計画

日常検査 : 原子炉起動・停止、燃料体管理 等 計163サンプル

チーム検査 : 品質マネジメントシステムの運用  
重大事故等対応要員の訓練評価 等

# 4. 令和4年度第1四半期及び第2四半期 原子力規制検査結果

## (1) 検査実績

検査サンプル数: 約120サンプル

原子炉起動・停止、重大事故等対応要員の能力維持 他



## (2) 結果

【1号機、2号機、3号機、4号機】

- 第1及び第2四半期に検査指摘事項は確認されなかった。

# ～規制事務所検査官の1日の活動～



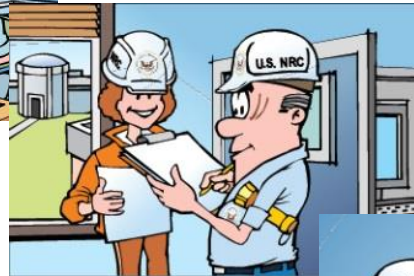
必要に応じ、早朝・夜間を問わず発電所へ出勤



中央制御室にてプラント状況の把握



事業者会議に同席し、不適合発生状況等の把握



検査官間でその日の検査計画を打合せ



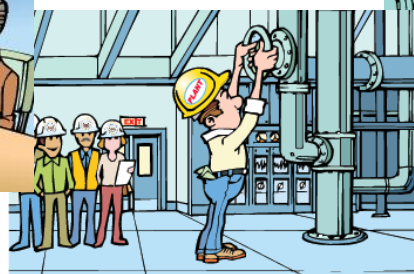
本庁検査部門との情報共有



事業者に対する指摘事項の通知



気付き事項に対する事実関係の質問



検査ガイドに基づく検査の実施



現場巡視、作業者等に対する質問



# 原子力規制検査に基づく監督 (指摘事項の評価結果を踏まえた追加検査等の対応)

		事業者による対応 (第1区分)	規制機関による対応 (第2区分)	監視領域の劣化 (第3区分)	複数／繰り返しの監視領域の劣化 (第4区分)	許容できないパフォーマンス (第5区分)
評価結果		すべてのPIが <b>緑</b> で、かつ、検査指摘事項がない場合又はある場合でもその評価が全て <b>緑</b> のとき	監視領域(大分類)において <b>白</b> が1又は2生じている	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つの監視領域(小分類)において<b>白</b>が3以上又は<b>黄</b>が1生じている[監視領域(小分類)の劣化]又は、</li> <li>一つの監視領域(大分類)において<b>白</b>が3生じている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域(小分類)の劣化が繰り返し生じている又は、</li> <li>監視領域(小分類)の劣化が2以上生じている又は、</li> <li><b>黄</b>が2以上又は、</li> <li><b>赤</b>が1生じている</li> </ul>	全体的に許容できないパフォーマンス
		各監視領域に必要な機能・性能は十分に満足している	各監視領域に必要な機能・性能は満足しているが、小程度の安全上の劣化がある	各監視領域に必要な機能・性能は満足しているが、中程度の安全上の劣化がある	各監視領域に必要な機能・性能は満足しているが、長期間の問題又は重大な安全上の劣化がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラントの運転は認められない</li> <li>安全に対する余裕が許容できない</li> </ul>
規制検査	項目	基本検査のみ (事業者の是正処置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本検査</li> <li>追加検査1(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本検査</li> <li>追加検査2(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本検査</li> <li>追加検査3(※)</li> </ul>	
	視点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の是正処置の状況を確認する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パフォーマンスの劣化が認められた事業者の活動の中から追加検査項目を選定</li> <li>根本原因分析の結果の評価並びに安全文化要素の劣化兆候の特定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パフォーマンスの劣化が認められた事業者の活動と、関連するQMS要素の中から追加検査項目を選定</li> <li>根本原因分析の結果の評価並びに安全文化要素の劣化兆候の特定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体的な事業者の活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定</li> <li>根本原因分析の結果の評価並びに安全文化要素の劣化兆候(第三者により実施された安全文化の評価を含む)の特定</li> </ul>	
規制措置		なし	追加検査のみ	追加検査のみ	報告徴収、など	許可取消し又は運転の停止命令、保安措置命令、保安規定の変更命令、など

## ※ 追加検査

指摘事項の重要度評価の結果(白、黄、赤)の数により、軽重のある3つの追加検査から選択され、事業者の取組・評価について検査するもの。重い追加検査では、被規制者の安全文化に対する取組等についても検査する。